

教第 63 号議案

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例に関する意見決定について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 4 年 1 月 24 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例に関する意見

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神都都都都第 1166 号  
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市教育長 長 田 淳 様

神戸市長 久 元 喜 造

「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例」案に対する  
貴委員会への意見聴取について

下記の条例案を令和 4 年第 1 回定例市会に提案いたしたく思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を提出されたく、条例案を添えて照会いたします。

## 記

1. 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

第 号議案

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の件  
 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                |   | 改正前                                  |   |
|------------------------------------|---|--------------------------------------|---|
| 別表（第1条関係）                          |   | 別表（第1条関係）                            |   |
| (1)市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。） |   | (1)市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）   |   |
| 附属機関                               | 担任する事務  | 附属機関                                 | 担任する事務  |
| <u>神戸市交通空白<br/>地有償運送運営<br/>協議会</u> | 道路運送法施行<br>規則（昭和26年<br>運輸省令第75<br>号）第49条第1<br>号に規定する交<br>通空白地有償運<br>送についての調 | <u>神戸市公共交通<br/>空白地有償運送<br/>運営協議会</u> | 道路運送法施行<br>規則（昭和26年<br>運輸省令第75<br>号）第49条第2<br>号に規定する公<br>共交通空白地有<br>償運送について |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
|                                    | 査審議に関する事務   |
| 神戸市福祉有償<br>運送運営協議会                 | 道路運送法施行<br>規則第49条第2<br>号に規定する福<br>祉有償運送につ<br>いての調査審議<br>に関する事務        |
| [略]                                | [略]   |
| 神戸市指定難病<br>審査会                     | [略]   |
| 神戸市役所本庁<br>舎2号館再整備<br>事業者選定委員<br>会 | 神戸市役所本庁<br>舎2号館の再整<br>備に係る事業者<br>の選定に関する<br>事項についての<br>調査審議に関す<br>る事務 |

(2)～(3) [略]

(4)教育委員会の附属機関

| 附属機関              | 担任する事務   |
|-------------------|--|
| [略]               | [略]  |
| 神戸市指導力向<br>上審査委員会 | 教育公務員特例法<br>(昭和24年法律第1<br>号) <u>第25条第3項</u> に<br>規定する指導改善研<br>修に関する計画書に<br>ついての調査審議に |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | の調査審議に関<br>する事務  |
| 神戸市福祉有償<br>運送運営協議会 | 道路運送法施行<br>規則第49条第3<br>号に規定する福<br>祉有償運送につ<br>いての調査審議<br>に関する事務 |
| [略]                | [略]  |
| 神戸市指定難病<br>審査会     | [略]  |

(2)～(3) [略]

(4)教育委員会の附属機関

| 附属機関              | 担任する事務  |
|-------------------|---|
| [略]               | [略]   |
| 神戸市指導力向<br>上審査委員会 | 教育公務員特例法<br>(昭和24年法律第1<br>号) <u>第25条の2第3<br/>項</u> に規定する指導改<br>善研修に関する計画<br>書についての調査審 |

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
|     | 関する事務 |     | 議に関する事務 |
| [略] | [略]   | [略] | [略]     |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

既に設置している附属機関の設置期間が2年を超えること等に伴い、条例を改正する必要があるため

## 執行機関の附属機関に関する条例の改正について（教育委員会所管分）

## 1. 概 要

教育委員会の附属機関である神戸市指導力向上審査委員会が行う事務は、執行機関の附属機関に関する条例に定められているが、教育公務員特例法の改正（H29. 4. 1 施行）に伴い、条ずれが生じているため、規定の改正を行う。

## 2. 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（H28. 11. 28 公布、H29. 4. 1 施行）

## ○指導力向上審査委員会関係

- ・ 第 25 条（研修計画の体系的な樹立） → 第 22 条の 4（教員研修計画）【新設】
- ・ 第 25 条の 2（指導改善研修） → 第 25 条（指導改善研修）
- ・ 第 25 条の 3（指導改善研修後の措置） → 第 25 条の 2（指導改善研修後の措置）

## 3. 条例改正の内容

| 改正前                          |   | 改正後                          |   |
|------------------------------|---|------------------------------|---|
| 別表（第 1 条関係）<br>（4）教育委員会の附属機関 |   | 別表（第 1 条関係）<br>（4）教育委員会の附属機関 |   |
| 附属機関                         | 担任する事務  | 附属機関                         | 担任する事務  |
| [略]                          | [略]   | [略]                          | [略]   |
| 神戸市指導力向上<br>審査委員会            | 教育公務員特例法（昭和<br>24 年法律第 1 号）第 25 条<br>の 2 第 3 項に規定する指<br>導改善研修に関する計画<br>書についての調査審議に<br>関する事務 | 神戸市指導力向上<br>審査委員会            | 教育公務員特例法（昭和<br>24 年法律第 1 号）第 25 条<br>第 3 項に規定する指導改<br>善研修に関する計画書に<br>ついての調査審議に関す<br>る事務 |
| [略]                          | [略]   | [略]                          | [略]   |

## 4. 施行期日

公布の日

## ■教育公務員特例法（抜粋）

（指導改善研修）

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 略

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かななければならない。

6・7 略